

### <3> 内部質保証システムを適切に機能させているか

#### 1. 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

他の項目でも述べたとおり、2009年度以降は学部等自己点検・評価全学委員会を中心に各組織の自己点検・評価活動が恒常的になり、自ら点検・評価した進捗報告に対し、自己点検・評価全学委員会がコメントをフィードバックするシステムを構築したことにより、質の高い活動になってきている。また当初は認証評価結果に基づく改善活動が中心であったが、近年は中期目標、行動計画の進捗確認を行うなど、自律的な活動に軸足を移しつつある。

個人レベルでの自己点検・評価活動としては、教員については、授業アンケートの結果を受けた教育改善を図っており、シラバスや教育業績に反映されている。なお、授業アンケートは、その結果を検証する期間を設けるため隔年実施としている。事務職員については、前項で詳述したとおり、部署目標を受けた個人の業務目標やその達成評価について「キャリアアップシート」を用い、個人レベルで自己点検・評価活動を実施している。

さらに学内では教員・事務職員を対象とした様々な研修会や勉強会《資料X-6 No.65》を開催し、各組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動につながる契機を設定している。

#### 2. 教育研究活動のデータ・ベース化の推進

本学が保有する知的な資源を社会に公開し、社会と連携することが高等教育機関としての社会的使命であることから、業績管理システムの中で教員の研究活動・教育活動に関わる業績を逐次集積しており、神奈川大学の学部・研究科の研究者ごとに、教育研究業績等を本学ホームページ《資料X-6 No.67》及び専門分野・研究課題、著書・論文歴等の情報を「神奈川大学 研究者情報」サイト《資料X-6 No.34》にて公表している。

本学の統計データについては、毎年度収集し「本学の情報」サイトに公表している。

さらに事務局内に2013年度から「EMIRに関する検討ワーキンググループ」《資料X-22》を設置し、学生データを中心とするデータ利活用の可能性を検討しており、2014年度にはシステム構築に着手する。

#### 3. 文部科学省等からの留意事項への対応

設置認可申請または届出を行った学部・研究科について、文部科学省からの留意事項に対し、関係部局で検討した上で回答する等、適切に対応している。《資料X-23 No.3》

上記の他、臨床心理士資格については一般社団法人日本臨床心理士会に、JABEE認定については一般社団法人日本技術者教育認定機構に対し、各々実地調査等の対応を適切に行っている。

#### 4. 大学基準協会からの大学評価及び法科大学院認証評価に関する指摘事項への対応

本学では2008年度、自己点検・評価報告書を編纂し、2009年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審したところ、2010年3月、同協会が定める「大学基準に適合していると認定する」との評価を得た（認定期間：2017年3月31日まで）。また、専門職大学院である法務研究科は2013年度に2回目の法科大学院認証評価を受審した結果、適合判定が得られた。（認定期間：2019年3月31日まで）

本学では認証評価の際に受けた指摘事項（「助言」のみならず、総評で指摘のあった内容も含む。）を含め、自らが報告書で掲げた改善提案等についてもその進捗を相互で確認しな

がら改善に取り組んできた。《資料X-24》